

～消費者トラブルにあわないために気を付けるポイント～

◇ネットの情報に流されない◇

うまい話には飛びつかず、まずは消費生活センターや国民生活センターなどからの注意喚起情報を参考にしましょう。

◇契約内容をよく確認する◇

契約をする場合は、契約書の内容が説明された内容と一致しているか、必ず確認しましょう。

クーリング・オフができる契約は販売方法が定められています。
契約する前に契約書にクーリング・オフの記載があるかを確認しておくことも大切です。

◇きっぱり断る勇気も必要◇

不安に思う場合は、その場で契約しないできっぱりと断りましょう。



困ったときは、まず相談しましょう！

消費者ホットライン

いやや!
TEL(局番なし)188

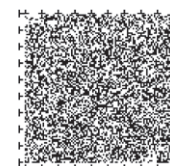
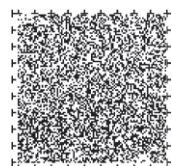
※お住まいの地域の消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。
※ナビダイヤルです。通話料金が発生します。(相談は無料)

福岡県消費生活センター

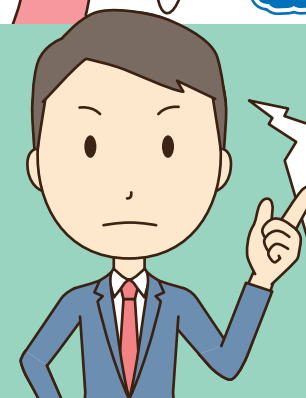
TEL 092-632-0999

(相談時間)月曜～金曜 9:00～16:30 / 日曜 (電話相談のみ) 10:00～16:00 ※土曜・祝日はお休みです。
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13-50 福岡県吉塚合同庁舎 1 階

●お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口●



本当に大丈夫!? 若者もハマる 落とし穴



＼ あなたは大丈夫!? ＼
悪質な広告や怪しい勧誘があることを
知っておこう!



- 「スマホだけで簡単に稼げる」というSNSの広告を見て、事前説明を申し込んだ。通話アプリ上で、「儲けるためには150万円のサポート契約費用が必要だが、すぐに元が取れるので心配ない」と言われた。消費者金融からの借り方も指示され、借金して指定口座に振り込んだ。指示どおりに作業したが、全く儲からず、事業者と連絡も取れなくなった。
- SNSで仲良くなった人から暗号資産への投資を勧められ指定の個人口座に振り込んだ。紹介された取引アプリ上では、順調に利益が出ていたので信用して追加の振り込みも行った。出金しようとする、高額な手数料が別途必要だと言われ、騙されたと気づいた。個人情報も伝えているので悪用されないか心配だ。

point

- 「簡単に稼げる」「スマホだけ」などメリットだけが書かれた広告をうのみにしてはいけません。
- 個人情報などを安易に伝えないようにしましょう。
- 簡単に儲かる話はありません。借金を勧められたらハッキリ断りましょう。

～こんなセールストークには気を付けて!!～

- ☐「誰でも簡単に儲かる」「スマホだけ」
- ☐「高額なサポート費用が必要」
- ☐「支払ったお金はすぐに取り返せる」



4年ほど住んだ賃貸アパートを退去した。原状回復費用として高額な費用を請求されているが、最初から壊れている所もあった。支払わないといけないか？

賃貸アパート退去時の高額な修繕費、支払わないといけないの？

point

- 契約書類の内容をよく確認しましょう。
- 入居時に室内の状況をよく確認し、記録に残しましょう。
- 退去の際は業者の立ち合いを受けながら心配な箇所を確認しましょう。



ネット通販の商品が欠品? 返金のはずが送金に...

ネット通販で見つけた格安のブランドTシャツを購入し、代金を指定口座に振り込んだ。その後、事業者から「商品が欠品しているため〇〇ペイで返金する」と連絡があり、指示どおりにスマホを操作したら、送金させられていた。

point

- 「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。
- 通販サイトを利用する際は、販売業者の所在地や連絡先などの情報をよく確認したうえで注文するようにしましょう。

こんな通販サイトにご注意!

- ☐ サイト内の日本語が不自然な文章になっている。
- ☐ ブランド、メーカー品で価格が通常より極端に安い。
- ☐ 振込先の銀行口座の名義が個人名になっている。
- ☐ キャンセル、返品、返金などのルールが記載されていない。
- ☐ サイト上に事業者の名称、所在地、電話番号などが明確に表記されていない。

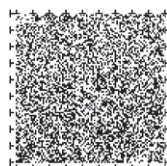
セルフエステの無料体験を受けて契約したけどやめたい...

SNSで「セルフエステ無料体験」という広告を見て、店舗に行き無料体験を受けた。「本日入会なら入会金が無料」と言われ、契約した。やっぱり高額なので解約したいと思い、その日のうちに店舗に解約希望を伝えたがクーリング・オフはできないと言われた。



point

- 「セルフエステ」は基本的にクーリング・オフできません。
- 「無料キャンペーン」などの言葉にひかれて、安易に契約せず、契約内容をよく確認しましょう!



★「最終確認画面」をチェック★

※注文直後に表示された「割引クーポン」等を使用する際も注意してください。

- ☐ 定期購入が条件になっていませんか?
- ☐ 継続期間や購入回数が決まっていますか?
- ☐ 支払うことになる総額はいくらですか?
- ☐ 解約・返品できる場合の条件を確認しましたか?

※「最終確認画面」はスクリーンショットで保存しておきましょう。



「定期縛りなし」の広告だったのに、また商品が届いた...

SNSの広告で有名人がダイエットスムージーを宣伝していた。「定期縛りなし」「初回980円」の表示もあり、1回限りのつもりで注文した。後日2回目の商品が届き、請求金額も高額になっていた。解約を申し出ると、定期購入が条件であり、初回のみで解約する場合は、通常料金との差額を違約金として支払う必要があると言われた。

point

- 「定期縛りなし」とは、購入回数に決まりがなく解約するまで続く定期購入を指すことが多いです。
- 通信販売の場合、解約条件は原則事業者の定める規約等に従うことになります。

